

様式第17号

龍ヶ崎市監査委員告示第 1 号

地方自治法第199条第4項の定期監査の結果に基づく措置の状況について、
から同法第199条第14項の規定による通知があったので、当該措置の内容を別紙
のとおり公表する。

令和 6 年 1 月 16 日

龍ヶ崎市監査委員 大 山 文 彦
同 寺 田 寿 夫

龍 納 第 2 3 号
令和 6 年 1 月 1 6 日

龍ヶ崎市監査委員 殿

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

定期監査に係る措置状況について（通知）

地方自治法第199条第4項の定期監査の結果については、同条第9項の規定に基づき令和5年12月26日付、龍監第63号により報告を受けたところです。

当該報告において指摘事項等とされた事項について、別紙の措置を講じたので、同条第14項の規定に基づき通知します。

指 摘 事 項 等 に つ い て

部課等名： 総務部納税課

確認した事実等		措置状況の内容等		
区分	契約事務	今後は、出来高検査調書の書類の記載について、記載漏れがないように徹底します。		
件名	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">指摘 4頁</td> <td>令和5年度龍ヶ崎市公金等輸送警備業務委託</td> </tr> </table>		指摘 4頁	令和5年度龍ヶ崎市公金等輸送警備業務委託
指摘 4頁	令和5年度龍ヶ崎市公金等輸送警備業務委託			
事実の概要等	出来高検査調書（4月分）の出来高金額の記載が漏れている。			
区分				
件名				
事実の概要等				
区分				
件名				
事実の概要等				
区分				
件名				
事実の概要等				

- 注： 1 区分は、財務監査の着眼点に基づく区分です。
 2 地方自治法第199条第14項の規定による通知の際は、本書の「措置状況の内容等」欄に当該措置状況を記載し、添付してください。

様式第17号

龍ヶ崎市監査委員告示第 2 号

地方自治法第199条第4項の定期監査の結果に基づく措置の状況について、
から同法第199条第14項の規定による通知があったので、当該措置の内容を別紙
のとおり公表する。

令和 6 年 1 月 17 日

龍ヶ崎市監査委員 大 山 文 彦
同 寺 田 寿 夫

龍人第 3 号
令和6年1月17日

龍ヶ崎市監査委員 大山 文彦 様
同 寺田 寿夫 様

龍ヶ崎市長 萩原 勇

定期監査における指摘事項等に係る措置の状況について
(通知)

令和5年12月26日付け龍監第63号で通知のあったみだしのこと
について、別紙のとおり必要な措置を講じましたので、地方自治法第1
99条第14項の規定により通知いたします。

指 摘 事 項 等 に つ い て

部課等名： 総務部人事行政課

確認した事実等		措置状況の内容等
区分	事務管理	
件名	指摘 切手受払簿(馴馬財産区分)	令和4年度以前の受払簿も含め、整理した。誤記載や記載漏れは無かった。また、切手の残余分が細かくなり、散逸するおそれがあることから、金種別に封筒に入れた上で、整理収納した。 なお、令和5年度中には、財産区分の切手の受払いは、なかった。
事実の概要等	郵便切手受払簿が令和4年度中から整理されていない。	
区分	支出事務	
件名	指摘 旅行命令手続の失念	口頭での命令及び復命報告は行っていたが、廻りによる旅行命令簿の作成を行った。 今後は、Garoon内のスケジュールにも出張があることを課内で共有し、多くの目で気付くことができるようにしていく。
事実の概要等	旅行命令簿の作成、及び決裁を経ずに出張が行われた(10月20日)。	
区分	支出事務	
件名	注意 旅費(概算払)の精算遅延	公会計システムでは、起票した者がシステムを起動させると公会計システム上のトップにTODOリストがあり、未精算伝票リストに掲載されるため、それを1日1回チェックを行うよう徹底する。
事実の概要等	上記出張について、旅費の精算を失念し、12月1日に手続を行った。	
区分	契約事務	
件名	指摘 5頁 令和5～10年度龍ヶ崎市庶務事務システム利用契約 ほか	出来高検査調書に関する知識が不足していたため、記載方法を再確認する。また、出来高検査調書作成時には、正しい記載方法であるか確認を徹底する。
事実の概要等	出来高検査調書において、出来高金額、部分払支払限度額等記載方法の誤りなどが散見される。	
区分	契約事務	
件名	注意 5頁 令和5年度龍ヶ崎市職員採用試験に係るアセスメントサービス利用契約	完了検査調書は再作成・再決裁を行い、誤りの調書とともに契約書類一式として保管を行った。また、出来高金額が分かる算出資料の添付も行った。
事実の概要等	完了検査調書を作成すべきところ、出来高検査調書としている。このため、業務が終了し、支払いも終わっているが、完結していない状況にある。また、出来高金額の算出資料がない。決裁区分に誤りがある。	

確認した事実等		措置状況の内容等
区分	契約事務	
件名	指摘 5頁 令和5年度人事評価制度研修・コンサルティング業務委託 ほか	監督職員決定通知書においては、新たなものを作成し、追加添付するとともに相手方へ修正したものを送付した。
事実の概要等	検査期間を設けた契約においては、当該検査期間の初日を検査年月日（予定）とするところ、さらに1日遡った日を検査年月日（予定）としている。契約条件と齟齬がある。	
区分	契約事務	
件名	指摘 6頁 令和5年度生活習慣病検診等業務委託	明細書の綴る場所が誤っていたため、正しい位置に綴った。予定価格書は、積算資料と称して綴っていたため、明細書に続くように正しい位置に綴った。規則に定められている名称と一致し、誰が見てもわかるように書類名称においても確認し、一式の書類として整えていく。
事実の概要等	執行伺いにおいて、特命随意契約理由及び見積書徴収省略について記載し、契約事務を執行しているが、見積書に代えた明細書等及び予定価格書が確認できない。	
区分	契約事務	
件名	指摘 6頁 令和5年度龍ヶ崎市こころの健康支援サービス業務委託	システムの契約金額を修正しないまま、書類を出力してしまったため、修正したものを再通知することにした。確認不足と契約書類及びシステム入力事項に関する知識が不足していることが原因であるため、知識の獲得及び再確認を徹底する。
事実の概要等	監督職員決定通知書の契約金額に錯誤がある。（誤）270,000円→（正）297,000円	
区分	契約事務	
件名	指摘 6頁 令和5年度内部公益通報外部相談員事務委託	コンプライアンス推進条例において、「外部相談員は、弁護士の資格を有する者のうちから審査会が推薦し、市長が委嘱する。」とされているが、見積を執行し委託契約としているため、外部相談員への報酬の支払い方法について整理する。また、業務報告書が提出されたときは、受付印を押印し、受理日を明確にする。
事実の概要等	本来、仕様書を作成し、及び契約書（案）を添付して執行伺いの決裁を受けるべきところ、仕様書が作成されていない。また、執行伺い、指名通知書において支払条件に錯誤がある。毎月の業務報告書に受付印が押印されていない。	
区分	契約事務	
件名	指摘 7頁 令和5年度法律相談等業務委託	執行伺い、契約決議書、業務委託契約書、監督職員決定通知書について、設計（見積）額と契約額の欄の金額の記載が統一されていない（「予定額」を記載したものと「単価」を記載したものがあつた）。「単価」の額が「契約総額」であると誤解を招くおそれがあるものもあり、今後、同様の契約を行う際は、業務委託契約書に合わせて、「予定額」の記載で統一することとした。また、着手届は、提出日の記載漏れがあつたため、契約相手方に追記させた。
事実の概要等	執行伺い、契約決議書、業務委託契約書、着手届、監督職員決定通知書において、記載漏れや誤り等が見られる。	

確認した事実等		措置状況の内容等
区分	契約事務	
件名	<p>指摘 7頁</p> <p>滞納処分の停止請求事件委任契約及び損害賠償請求に係る任意交渉の委任契約</p>	<p>いずれも契約に至る過程において、契約の仕様（委託する業務の内容（案件名）、報酬の算出、報酬支払いの時期等）を市が定めていなかった。今後同様の契約を行う際は、まず仕様書を作成の上、その仕様書に基づいた契約を行うようにすることとした。</p>
事実の概要等	<p>契約関係書類の多くの作成が省略されている。弁護委任契約であっても、一般の契約事務手続に沿った書類の作成は必要である（省略する場合は、その事由を当該起案に明記する。）。</p>	
区分		
件名		
事実の概要等		
区分		
件名		
事実の概要等		
区分		
件名		
事実の概要等		

- 注： 1 区分は、財務監査の着眼点に基づく区分です。
 2 地方自治法第199条第14項の規定による通知の際は、本書の「措置状況の内容等」欄に当該措置状況を記載し、添付してください。

様式第17号

龍ヶ崎市監査委員告示第 3 号

地方自治法第199条第4項の定期監査の結果に基づく措置の状況について、
から同法第199条第14項の規定による通知があったので、当該措置の内容を別紙
のとおり公表する。

令和 5 年 1 月 18 日

龍ヶ崎市監査委員 大 山 文 彦
同 寺 田 寿 夫

龍 管 第 5 号
令和6年1月17日

龍ヶ崎市監査委員 殿

龍ヶ崎市長 萩 原 勇
(公印省略)

定期監査に係る措置状況について（通知）

地方自治法第199条第4項の定期監査の結果については、同条第9項の規定に基づき令和5年12月26日付、龍監第63号により報告を受けたところです。

当該報告において指摘事項等とされた事項について、別紙の措置を講じることとしたので、同条第14項の規定に基づき通知します。

指 摘 事 項 等 に つ い て

部課等名： 総務部管財課

確認した事実等		措置状況の内容等
区分	契約事務	
件名	指摘 4頁	全国市長会市民総合賠償補償保険
事実の概要等	保険申込の起案において、全国市長会の保険を選定する理由（随意契約の理由）及び随意契約の適用条項が記載されていない。	
措置状況	随意契約の理由及び適用条項について整理し、保険申込に関する起案に綴じ込みました。	
区分	契約事務	
件名	指摘 4頁	全国市有物件災害共済会建物総合損害共済委託
事実の概要等	保険申込の起案において、全国市有物件災害共済会の保険を選定する理由（随意契約の理由）及び随意契約の適用条項が記載されていない。	
措置状況	随意契約の理由及び適用条項について整理し、保険申込に関する起案に綴じ込みました。	
区分	契約事務	
件名	注意 5頁	令和5年度高砂市営住宅敷地除草・処理業務委託
事実の概要等	契約決議書記載の契約の方法（随意契約）の適用条項に錯誤がある。本件契約額では市契約規則第18条第1号が適用され、自治令第167条の2第1項第3号は適用されない。	
措置状況	適用条項について、書類の補正をいたしました。	
区分	契約事務	
件名	注意 5頁	令和5年度龍ヶ崎市本庁舎議場及び全員協議会室コンセント修繕
事実の概要等	契約決議書記載の契約の方法（随意契約）の適用条項に錯誤がある。本件契約額では市契約規則第18条第1号が適用され、自治令第167条の2第1項第2号は適用されない。	
措置状況	本件は「修繕請負契約」となりますので、市契約規則第18条の各号に掲げる契約の種類のうち、第1号に規定する「工事又は製造の請負」には該当せず、第6号に規定する「前各号に掲げるもの以外のもの」に該当します。そのため、契約の方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用しています。（財政課作成）	
区分	契約事務	
件名	注意 6頁	令和5年度龍ヶ崎市庁舎自家用電気工作物保守点検業務委託
事実の概要等	契約決議書の契約方法を指名競争入札としている。しかし、再度入札でも落札者がなく、随意契約としたものである。よって、自治令第167条の2第1項第8号の随意契約である。	
措置状況	契約関係帳票については、全庁的に導入している契約システムにて出力していますが、契約決議書の契約の方法については、入札執行時の根拠法令が連携されるように制御しています。本件については、例外的に入札時点と契約時点での根拠法令が異なっておりますが、システム制御により、変更ができない箇所になっています。そのため、今後は、手作業での修正を行うように改めます。（財政課作成）	

様式第14号

確認した事実等		措置状況の内容等
区分	契約事務	
件名	指摘 6頁	令和5年度龍ヶ崎市庁舎自家用電気 工作物保守点検業務委託
事実 の概 要等	出来高検査調書（5月分）の部分払限度 額に錯誤がある。	
見え消し対応をいたしました。		
区分	契約事務	
件名	指摘 10頁	全国市有物件災害共済会自動車損害 共済委託
事実 の概 要等	保険申込の起案において、全国市有物件 災害共済会の保険を選定する理由（随意 契約の理由）及び随意契約の適用条項が 記載されていない。	
随意契約の理由及び適用条項について整理 し、保険申込に関する起案に綴じ込みまし た。		
区分	契約事務	
件名	意見 10～	公用車リース契約
事実 の概 要等	別紙のとおり	
別紙のとおり		
区分	契約事務	
件名	指摘 14頁	震災時応急仮設住宅に係る賃貸住宅 更新契約アイビースクエア四季の杜
事実 の概 要等	相手方に通知すべき更新協議書（原本） が保管されている。	
更新協議書（原本）を相手方へ送付対応いた しました。		
区分	契約事務	
件名	指摘 14頁	令和4～5年度新保健福祉施設整備 工事実施設計業務委託
事実 の概 要等	照査技術者が選任されていない。照査技 術者が行うべき業務が実施されたか確認 できない。	
本業務においては照査を見込んでいないこと から、照査技術者の選任を求めています。 今後も照査の必要性につきましては、業務の 内容を考慮しながら、適宜判断してまいりま す。		

様式第14号

確認した事実等		措置状況の内容等
区分	契約事務	<p>本業務にて監理する工事の履行期限は令和7年3月31日となっており、検査期間を踏まえ、実質的な工事の期限は3月17日となります。そのため本業務委託につきましては、実質的な工事が完了してから3月21日までに書類を整え、3月22日以降に完了検査を行う想定で契約をしているため、適正な履行期間を設定しているものと考えております。</p>
件名	<p>指摘 令和5～6年度（仮称）新保健福祉施設建設工事監理業務委託 14頁</p>	
事実の概要等	<p>本件の履行期間には検査期間10日間が含まれることから、実質的な履行期間は、契約期間末日の11日以前までと考えられる。しかし、業務の性質上、当該建設工事の全契約期間に渡る監理業務が必要と考えられる。適正な履行期間を設定されたい。</p>	
区分	契約事務	<p>別紙のとおり</p>
件名	<p>意見 令和5年度龍ヶ崎市営住宅管理業務委託 15頁</p>	
事実の概要等	<p>別紙のとおり</p>	
区分		
件名		
事実の概要等		
区分		
件名		
事実の概要等		
区分		
件名		
事実の概要等		

- 注： 1 区分は、財務監査の着眼点に基づく区分です。
 2 地方自治法第199条第14項の規定による通知の際は、本書の「措置状況の内容等」欄に当該措置状況を記載し、添付してください。

(別紙)

【回答】 公用車リース契約における改善について

公用車のリース契約における総費用につきましては、現状としては見積もりの様式を任意としているため、仕様書に示した期間における総額での比較を行っております。

今回のご指摘につきましては、現状の契約事務手続き上問題があるとは認識しておりませんが、リース契約が更新される可能性が高いことを踏まえ、トータルコストの縮減という点において、残価設定も含めた詳細な見積もりを比較することは有益であると考えられるため、今後、見積もりの方法等について検討してまいります。

また、車種の特定につきましては、市場におけるリース車両において類似している車両はありますが、数年でマイナーチェンジやフルモデルチェンジされる可能性がありますため、全てのメーカーから類似している車両を特定、列挙し、見積もりを依頼、契約することは、事務手続き上の負担が大きいと想定されます。しかしながら、車両を特定せずに賃貸借契約を行っている市町村の事例がありますので、今後、調査、研究してまいりたいと考えております。

(別紙)

令和5年度龍ヶ崎市営住宅管理業務委託における事務の改善について
【回答】

本業務委託につきましては、市営住宅の管理を今後も安定して実施していくため、公営住宅に精通している（一財）茨城県住宅管理センターに随意契約をしているものです。

その市営住宅管理ですが、住宅設備の故障による修繕等、緊急での対応を余儀なくされる事例が多々あり、そういった事例に対応しながら、事務効率の向上を図るため、修繕の受付、発注、履行確認、支払いまでの業務を業務内容として含めております。

ご指摘のありました修繕料に該当する部分の別途発注や、金額の明記は事務の非効率化を招き、如いては住民サービスの低下に繋がることから、契約担当課とも協議を深め、地方自治法施行令第162条第6号、及び龍ヶ崎市財務規則第86条第1項第6号により、委託契約に基づく経費として整理したものです。

また、契約関係書類につきましては、その業務量から相当数となるため、現行のファイリングシステムに基づき、別ファイルとしたものです。

そのため、先の2件につきましては、現状の制度において問題が無いと判断しております。

なお、業務内容に関する計画書につきましては今後受託者と記載内容に関する整理を進め、提出を求めてまいります。